

「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく建築物の緑化協議  
緑化完了届出書の作成の手引

平成 27 年 4 月 1 日

横浜市環境創造局みどりアップ推進課  
公園緑化協議担当

TEL 045-671-3946

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/area-green/ryokukakyougi/>

---

緑化協議に基づく工事の完了後には、緑化完了届出書の提出が必要になります。なお、緑化協議成立後に緑化施設の形状や種別が変更される場合は、緑化協議の取下げと新たな協議が必要となります。

- 緑化協議の完了の届出、相談、受領は午前中にお願ひします。  
午後は担当者が会議、検査等で不在になることがあります。
- 敷地面積 2,000 m<sup>2</sup>以上協議は、現地確認を行います。敷地面積 2,000 m<sup>2</sup>未満協議は、現地確認を行いません。なお、完了届出書に添付する写真については、「2 届出の確認方法について」をご参照ください。
- 完了届の受付時に受領書（届出書の写し）をお渡しいたしますので、次回以降の打ち合わせ時にご持参ください。  
現地確認後（現地確認が無ければ届出受理後）訂正等が必要無ければ約 1 週間後に工事の完了の確認が出来たこと電話でご連絡します。当課が確認印を押印した緑化完了届を 1 部返却いたしますので、当課窓口へお越しくください。
- 緑化協議の申出者と完了届出者が異なる場合は、建築確認申請の名義変更届書等の写しを添付してください。

## 1 緑化完了の届出方法

緑化完了届出書（第4号様式）の正本及び副本にそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて提出してください。

（図書、写真、現地が一致していることを確認のうえ提出してください。）

### 届出に必要な図書

図書の種類	明示しなければならない事項
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の配置並びに緑化施設の配置、種別、面積及び植栽内容（植物の種類、規格、数量）を明示してください。
緑化施設求積図	緑化施設の求積に必要な緑化施設の各部分の寸法及び算式を明示してください。
面積算出表	緑化施設の面積及び必要な算式を記載してください。
緑化施設の写真	緑化施設の状況が分かる緑化施設の設置前及び工事完了後の写真を提出してください。 写真の撮影位置がわかる図面も添付してください。
その他	屋上緑化や壁面緑化等を行った場合は、詳細図等を添付してください。

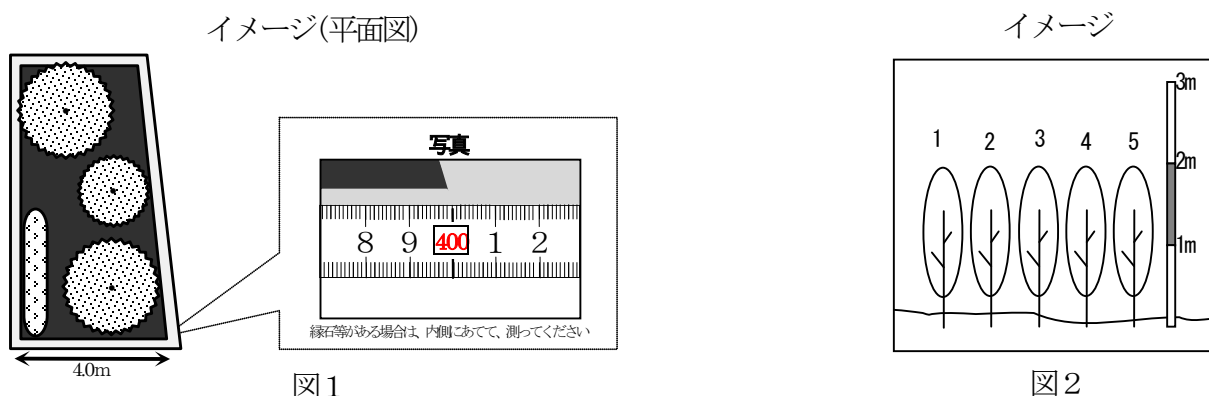
## 2 届出の確認方法について

### (1) 建築敷地面積が 2,000 m<sup>2</sup> 以上の場合

現地確認を行います。金曜日の午前中までに受け付けた届出については、翌週の月曜日までに現地確認の日時を電話によりご連絡します。現地確認は原則として届出を受理した翌週の木曜日の午後に行います。写真は緑化施設の設置前及び工事完了後の状況が分かるものを提出してください。

### (2) 建築敷地面積が 2,000 m<sup>2</sup> 未満の場合

現地確認を行いません。このため、提出する写真は緑化施設の面積、樹木等の高さ、本数などの様子が緑化協議の内容と一致していることが分かるよう、巻尺や箱尺を用いて撮影してください。



## 3 緑化認定ラベルを所得することができます

基準以上の緑化の工事完了が確認できた建築物については、「建築物緑化認定証」と「緑化認定ラベル」を取得することができます。「緑化認定ラベル」のランクには、5%から30%まであります。申請に関しては、「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行の手引【緑化認定手引書 No. 1】を参照し、申請してください。

緑化認定ラベルのランク

緑化率	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
ランク						